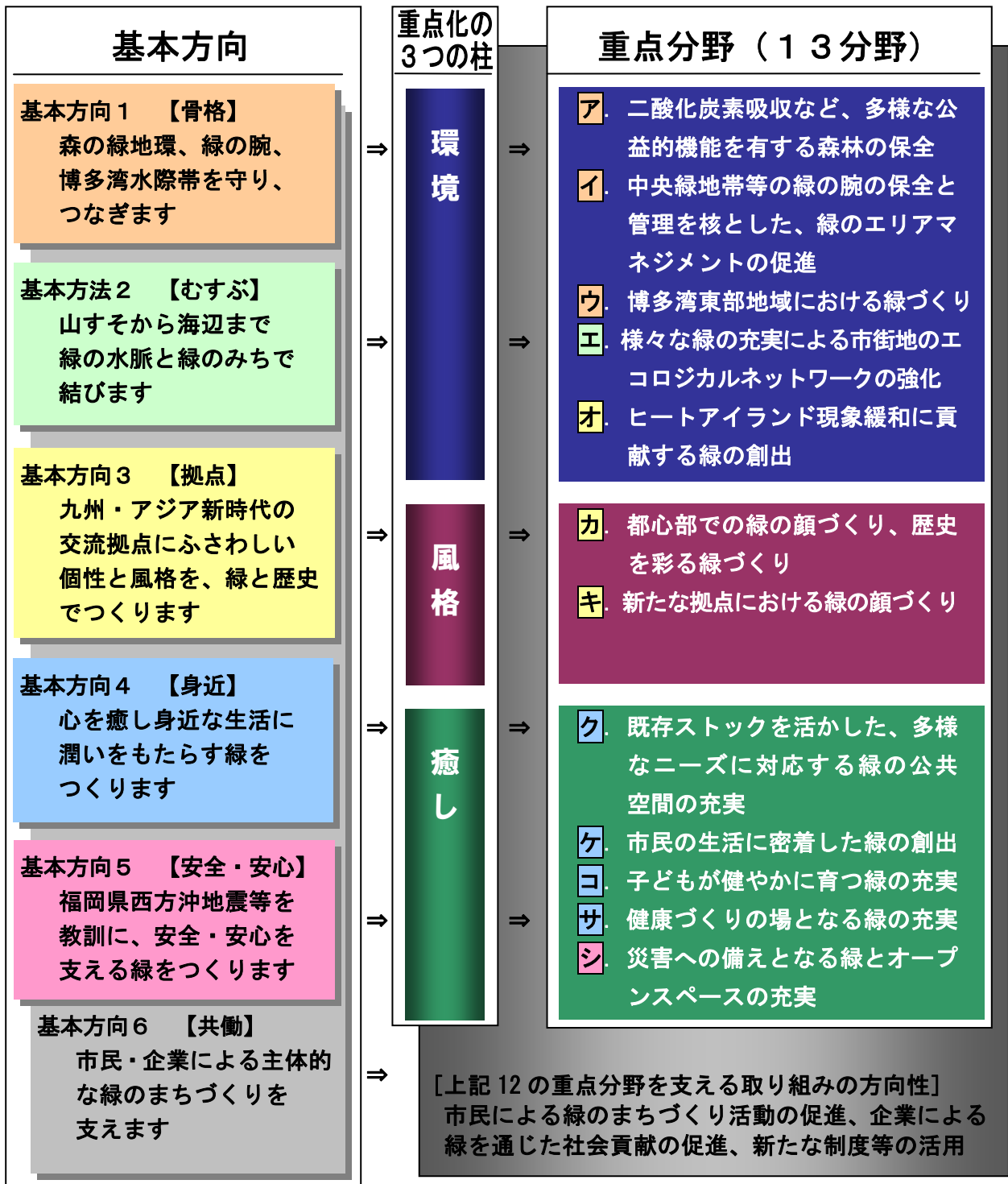


# 第3章 重点化の方針

施策展開においては、「環境」「風格」「癒し」の「重点化の3つの柱」を設け、3つの柱ごとに、重要性・緊急性・福岡市らしさなどの観点から基本方向に対応した「重点分野」を設定し、これに関する重点施策を実施します。（※これに加え、12の重点分野を支える共働の取り組みについても重点分野を設定します。）



## 【重点分野 ア】

### 二酸化炭素吸収など多様な公益的機能を有する森林の保全

環境

#### 重点化の考え方

- 脊振山系などの森林は、木材生産の役割を果たすだけでなく、市内の多くの場所から市街地の背景となり、また水源をかん養し、地球温暖化防止のための主要な二酸化炭素吸収源や生物の生息・生育環境のコアエリア（中核）となっている等、様々な公益的機能を果たしています。
- しかし、スギ・ヒノキ等の人工林においては、近年の林業不振などにより手入れが行われず放置されているものもあり、福岡県内民有林の人工林の約1/4が荒廃していると推計しています。
- よって、福岡県が平成20年から設けた「森林環境税」の活用等により、荒廃した森林を再生します。
- また、福岡市の3つのダムの周辺には約1,630haの森林があり、水源かん養機能を発揮しています。これらの森林について「福岡市水道水源かん養林整備計画」に基づき、保全や、水源かん養機能向上のための管理を行います。

#### 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

##### ア-1. 荒廃森林再生事業【農林水産局】

15年以上施業されず荒廃し、公益機能が低下している人工林を再生するため、森林の整備（間伐、枝落とし、除伐、作業路の開設）、森林の造成（広葉樹の植栽、下刈等）、公的取得を行います。

##### ア-2. 森林育成事業【農林水産局】

森林が有する豊かさを発揮させるとともに、森林の生産基盤を整備するため、分収造林事業、松くい虫対策や林道の整備などを行います。

##### ア-3. 水源かん養林整備事業【水道局】

福岡市の3つのダムの周辺にある約1,630haの森林について、「福岡市水道水源かん養林整備計画」に基づき、管理の行き届いていない私有林を取得し、スギ・ヒノキ人工林については、間伐や針広混交複層林化を行い、水源林として育成します。

#### 成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
<b>● 持続性のある樹林地の面積</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園</li> <li>・ 保安林</li> <li>・ 風致地区内の樹林地</li> <li>・ 特別緑地保全地区</li> <li>・ 緑地保全林地区</li> <li>・ 市民緑地</li> <li>・ 水道水源かん養林</li> </ul>	6,642ha (H19)	⇒	7,205ha
<b>● 森林による二酸化炭素吸収量</b>	約 53,510 ton-CO <sub>2</sub> /年 (H19)	⇒	約 57,240 ton-CO <sub>2</sub> /年

## 【重点分野 イ】

### 中央緑地帯等の緑の腕の保全と管理を核とした、 緑のエリアマネジメントの促進

環境

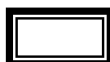


#### 重点化の考え方

- 中央緑地帯をはじめとする「緑の腕」は、市街地からその姿を間近に見ることができる重要な風景要素として、福岡市らしい風景の創出に大きく寄与しており、多くの市民が「守りたい」と考えている緑です。
- 一方、緑の腕においては、開発や土石採掘などにより緑が急速に失われつつある場所もあることから、その保全に取り組みます。保全の取り組みに当たっては、厳しい財政状況の中、買い取りを含む保全制度には限界があることから、買い取りを含まない方策を活用します。
- また、緑の腕を良好な状態に保ち続けるためには、管理の取組も必要であり、その主体として周辺地域の市民が期待されます。よって、鴻巣山などの先進的な取組を手本として、市民参加の森林管理の取組を、緑の腕地域において展開します。
- さらに、森林の保全・管理をきっかけとして、地域住民の発意と運営による地域全体の緑の保全・創出・管理・活用のための活動（緑のエリアマネジメント）の促進に実験的に取り組みます。



#### 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

##### イ-1. 新たな緑地保全手法の検討【住宅都市局】

他法令との調整を図りながら、都市緑地法や条例などに基づく新たな緑地保全手法を活用した、無秩序な開発の抑制について検討します。

##### イ-2. 市民緑地の指定【住宅都市局】

民有緑地の保全および利用の推進を図るため、都市緑地法に基づき、市または緑地管理機構により土地所有者等と契約を締結し、市民が利用する緑地として設置・管理します。

##### イ-3. 市民参加による緑地の保全・管理活動の充実【住宅都市局】

森林ボランティア育成講座の開催等による管理技術向上の機会提供やリーダー育成、活動団体設立に向けたサポート、樹林所有者と緑づくりの活動を行う団体間の情報交換の促進等を検討します。

##### イ-4. 生き物のにぎわい創造事業【環境局】

都市部を中心に残存する里地里山や特別緑地保全地区等を対象に、市民・NPO等が主体的・継続的にエコアップ活動（中低木の伐採、落ち枝の整理、竹伐り等による生き物の生息環境の回復、創出）を行うためのしくみづくりを行います。

○市民参加による生物調査 ○市民参加による緑地のエコアップ活動 等

#### イ-5. 特別緑地保全地区の管理と活用の充実【住宅都市局】

特別緑地保全地区内の市有地となった樹林地で、管理・活用の方針に基づき、市民参加等による管理と、環境学習等への活用を進めます。

#### イ-6. 民間活力を活用した私有樹林地の保全手法の検討【住宅都市局】

「緑地管理機構制度」を活用し、公益法人または特定非営利活動法人を「管理協定」による緑地の管理主体、「市民緑地」の設置・管理主体、緑地の買入・管理主体等として位置づけるなど、民間活力を活用した私有樹林地の保全手法を検討します。

また、市民トラスト、企業の森等などの手法も検討します。

#### イ-7. 緑のエリアマネジメントのモデルづくり【住宅都市局】

森林の保全・管理をきっかけとして、地域住民の発意と運営による地域全体の緑の保全・創出・管理・活用のための活動（緑のエリアマネジメント）のモデルケースづくりに取り組みます。

#### イ-8. 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】

建築物の敷地の緑化を推進するため、指定地域内での一定規模以上の敷地における建築物の新增改築時の緑化基準を設定するとともに、緑化の義務化など、その実効性を高める方策を検討します。



### 成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
●山林の緑が豊かであると感じている市民の割合	59.1% (H19)	⇒	70%
●市街化区域における持続性のある樹林地の面積	138ha (H19)	⇒	213ha
<ul style="list-style-type: none"><li>・風致地区内の樹林地</li><li>・特別緑地保全地区</li><li>・緑地保全林地区</li><li>・市民緑地</li></ul>			

# ■中央緑地帯における緑のエリアマネジメント等の考え方



【重点分野 ウ】  
博多湾東部地域における緑づくり

環境

重点化の考え方

- 博多湾東部地域やその周辺は、全国有数の渡り鳥の飛来地として知られるなど豊かな生態系を有する和白干潟や、砂浜、磯浜などの変化に富んだ自然海岸、貴重な海浜植物群落が見られる唐原川河口付近など豊かな自然環境が残っているところです。
- また、これらの場所は、都市における身近な自然として、潮干狩りや散策、バードウォッチングなど野外レクリエーション活動や憩いの場としても、広く市民に親しまれています。
- よって、博多湾東部地域において豊かな水と緑の保全と活用に向けた取組を行います。
- また、この場所に位置付けられているエコパークゾーンにおいては、「自然と人の共生」をめざし、豊かな生態系を構成する多様な生物を育む場として、自然環境の質的向上を図るとともに、地域の特性を活かした潤いのある生活環境の形成や環境教育の場としての利用を行うなど、自然を活かした整備を行います。

重点事業・取組



: 新規に実施または拡充する事業・取組

ウ-1. 御島海域周辺の海浜プロムナード及びアイランドシティ外周緑地の整備  
【港湾局】

アイランドシティ外周緑地と対岸の香住ヶ丘を結び、歩行者等が安全に楽しみながら利用できる海浜プロムナードとして、海上遊歩道等を整備するとともに、適正な水域利用を図る取り組みを進めるなど、御島水域周辺における回遊性の向上等による魅力ある親水空間形成や、香椎副都心など既存市街地とアイランドシティとの連携強化、利便性向上を図ります。また、アイランドシティ外周緑地についても、まちの熟成に合わせて、引き続き整備を進めていきます。

ウ-2. エコパークゾーンの保全・整備【港湾局】

エコパークゾーンは、「自然と人の共生」をめざし、豊かな生態系を構成する多様な生物を育む場として、水底質の改善をはじめ、アマモ場造成など、自然環境の質的向上を図るとともに、地域の特性を活かした潤いのある生活環境の形成や環境教育の場としての利用を行うなど、自然を活かした整備を行います。

そのなかで、アイランドシティ野鳥公園の整備として、野鳥の生息空間の創出、市民が自然環境を身近に感じられる空間の創出等を検討します。

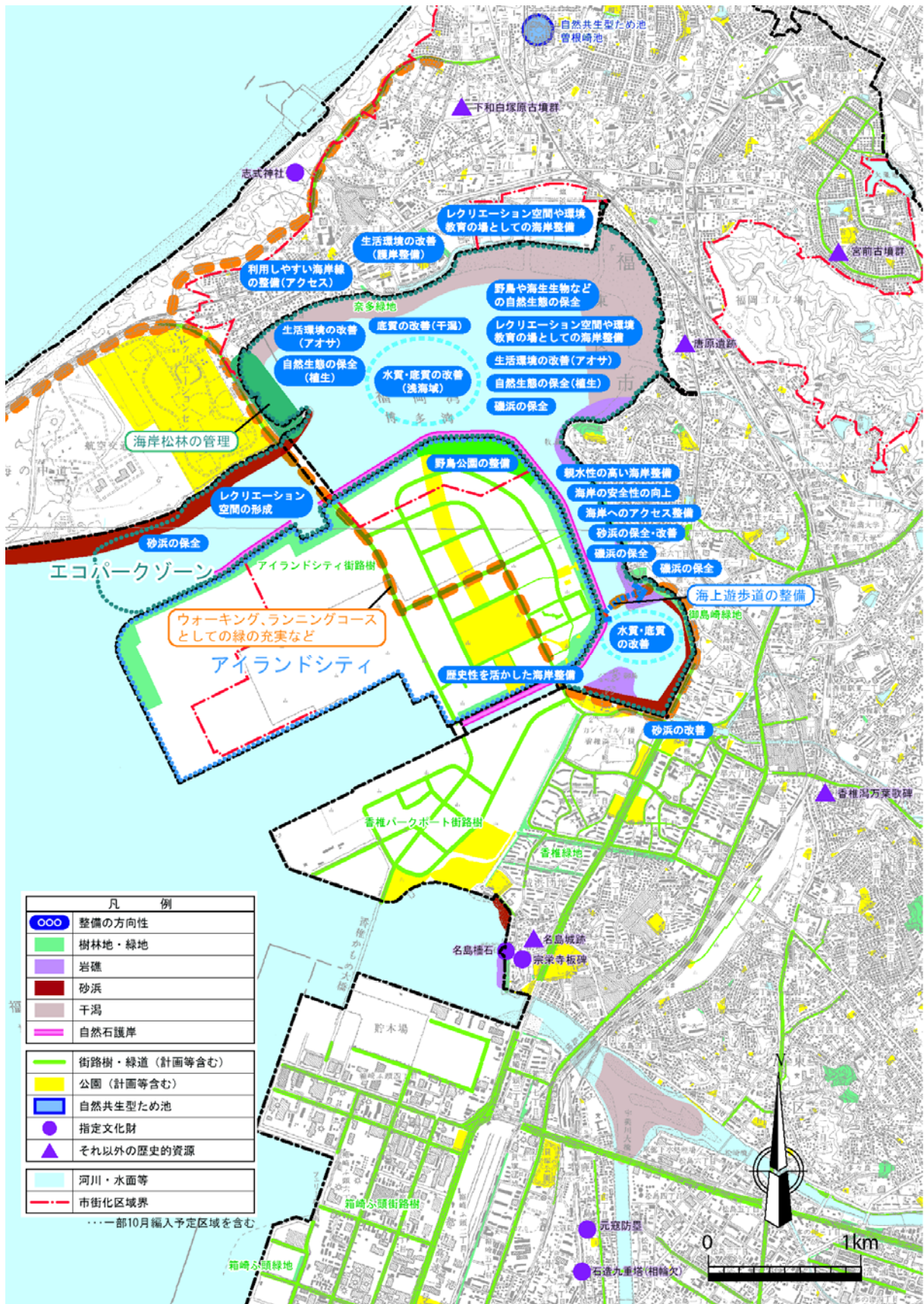
ウ-3. 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】

建築物の敷地の緑化を推進するため、指定地域内での一定規模以上の敷地における建築物の新增改築時の緑化基準を設定するとともに、緑化の義務化など、その実効性を高める方策を検討します。

成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
●アイランドシティまちづくりエリアの緑被面積、 緑被率	28ha、14% (H19)	⇒	58ha、30%

# 博多湾東部地域における緑づくりの方針図



## 【重点分野 エ】

### 様々な緑の充実による市街地のエコロジカルネットワークの強化

環境



#### 重点化の考え方

- 市街地では、樹林や農地が大きく減少し、その結果、人工的な環境に適応した都市型の生物だけが増加して、単純で不安定な生態系になっています。市街地のこうした状況に対して、身近な生きものの生息場所を保全・再生することは、自然共生型の都市の実現に資するとともに、市民と身近な生きものとのふれあいの機会を増やし、市民の生活環境の潤いを向上させます。
- 市街地において、生きものの生息環境を確保するためには、生息地のコアエリアとなる森林などから市街地につながり、さらに市街地内である程度連続的に分布する、良好な緑の空間（緑の回廊）が必要です。
- このような緑として、ため池、公園、小樹林といった、飛び石的な小さな緑が、河川や街路樹等と並んで重要です。
- このような考え方のもと、市街地の小樹林の保全と生き物の生息環境としての質を高める管理、ため池の保全や自然共生型整備、公園の再整備、生きもののもとも考えた質の高い建物緑化の促進、学校ビオトープの整備等、さまざまな緑の回廊の要素を充実させ、市街地のエコロジカルネットワークの強化を図ります。



#### 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

##### エ-1. 新たな緑地保全手法の検討【住宅都市局】

他法令との調整を図りながら、都市緑地法や条例などに基づく新たな緑地保全手法を活用した、無秩序な開発の抑制について検討します。

##### エ-2. 生きものにぎわい創造事業【環境局】

都市部を中心に残存する里地里山や特別緑地保全地区等を対象に、市民・NPO等が主体的・継続的にエコアップ活動（中低木の伐採、落ち枝の整理、竹伐り等による生き物の生息環境の回復、創出）を行うためのしくみづくりを行います。

○市民参加による生物調査 ○市民参加による緑地のエコアップ活動 等

##### エ-3. 屋上・壁面緑化助成【住宅都市局】

屋上・壁面緑化助成制度に基づき、市街化区域内の民間建築物において、一定規模以上の屋上・壁面緑化を行う場合、その費用の一部を助成します。

##### エ-4. 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】

既存の民有地緑化助成制度等の周知や充実を図ります。

##### エ-5. 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】

建築物の敷地の緑化を推進するため、指定地域内での一定規模以上の敷地において建築物の新增改築時の緑化基準を設定するとともに、緑化の義務化など、その実効性を高める方策を検討します。

##### エ-6. 街路樹整備【道路下水道局】

新規整備や再整備道路において、可能な限り街路樹を整備することで、生きものの生育環境をつなぐ良好な都市環境を創出します。



**エ-7. 市民緑地の指定【住宅都市局】****エ-8. 市民参加による緑地の保全・管理活動の充実【住宅都市局】****エ-9. 民間活力を活用した私有樹林地の保全手法の検討【住宅都市局】**

⇒イ-2、3、6を参照

**エ-10. 自然共生型ため池整備事業【農林水産局】**

市街化によりかんがい面積が減少した農業用ため池について、水利権との調整を図りつつ、人と様々な生き物が共生する身近な自然空間や親水性のある水辺空間として整備します。

**エ-11. 公園再整備事業【住宅都市局】**

公園再整備において、ビオトープ等を整備するなど、市街地のエコロジカルネットワークを形成する観点も取り入れながら行います。

**エ-12. 都心部機能更新誘導方策による緑化推進【住宅都市局】**

「都心部機能更新誘導方策」のオープンスペースや緑地確保による容積率インセンティブ制度、緑化の基準によって、都心部民有地の敷地や建物における質の高い緑空間の形成を図ります。

**エ-13. 学校緑化【教育委員会、住宅都市局、環境局】**

接道緑化や学校ビオトープ整備、屋上緑化、校庭の芝生化などを、児童・住民・企業等との共働により行い、緑豊かな学習環境の形成や環境教育の取組を進めます。

**成果指標**

	現況値	⇒	目標(H32)
●河川の水辺の緑が豊かであると感じている市民の割合	51.3%(H20)	⇒	70%
●道路の緑が豊かであると感じている市民の割合	55.6%(H19)	⇒	80%
●河川水辺等、道路の緑、永続性のある農地の面積 ・河川、ため池、海浜 ・街路樹 ・生産緑地地区、農用地区域、公共団体設置の市民農園 公共団体外が設置している市民農園	2,862ha(H19)	⇒	2,849ha

**【重点分野 オ】****ヒートアイランド現象緩和に貢献する緑の創出****環境****重点化の考え方**

- ヒートアイランド現象による大きな弊害として、気温が30℃を超える状況の長時間化と範囲の拡大など昼間の市街地における暑熱環境の悪化や夜間の高温があげられます。これにより、市街地の歩きやすさなどの魅力が損なわれるばかりか、健康被害も懸念されることから、早急に対応する必要があります。
- よって、都心部を中心とする市街地において、ヒートアイランド現象を緩和し、また、涼しい場所をつくる街路樹などの緑の創出を行います。
- また、緑は地球温暖化対策として二酸化炭素吸収源となるのはもちろんのこと、屋上

緑化や壁面緑化といった建築物の緑化により建物の表面温度を下げることは、冷房需要の削減などを通じて、地球温暖化防止にもつながることから、市街地の建築物の緑化をはじめとした都市緑化を推進します。



## 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

### オ-1. 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】

建築物の敷地の緑化を推進するため、指定地域内での一定規模以上の敷地における建築物の新增改築時の緑化基準を設定するとともに、緑化の義務化など、その実効性を高める方策を検討します。

### オ-2. 屋上・壁面緑化助成【住宅都市局】

屋上・壁面緑化助成制度に基づき、市街地区域内の民間建築物において、一定規模以上の屋上・壁面緑化を行う場合、その費用の一部を助成します。

### オ-3. 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】

既存の民有地緑化助成制度等の周知や充実を図ります。

### オ-4. 公共施設緑化の強化【住宅都市局、各局・区】

「公共施設緑化協議・指導」を強化し、施設設置時の緑化率や緑の質の基準を明確にするとともに、既存の公共施設の緑の充実について検討します。

### オ-5. 街路樹整備【道路下水道局】

新規整備や再整備道路において、可能な限り街路樹を整備することで、暑熱環境の改善に資する良好な都市環境を創出します。

### オ-6. 既存街路樹の育成【住宅都市局】

街路樹の管理方法を工夫するなどして、既存の街路樹の樹冠をより大きく保ち、樹冠が途切れず連続する街路樹の形成を図って、木陰の多いみちづくりを行います。

### オ-7. 公園再整備事業【住宅都市局】

風のみちに位置する都市公園等の再整備などにより、防犯面に配慮しながら高木等の大きな樹冠を形成し、公園の「クールスポット」としての機能を強化します。

### オ-8. 都心部機能更新誘導方策による緑化推進【住宅都市局】

「都心部機能更新誘導方策」のオープンスペースや緑地確保による容積率インセンティブ制度、緑化の基準によって、都心部民有地の敷地や建物における質の高い緑空間の形成を図ります。

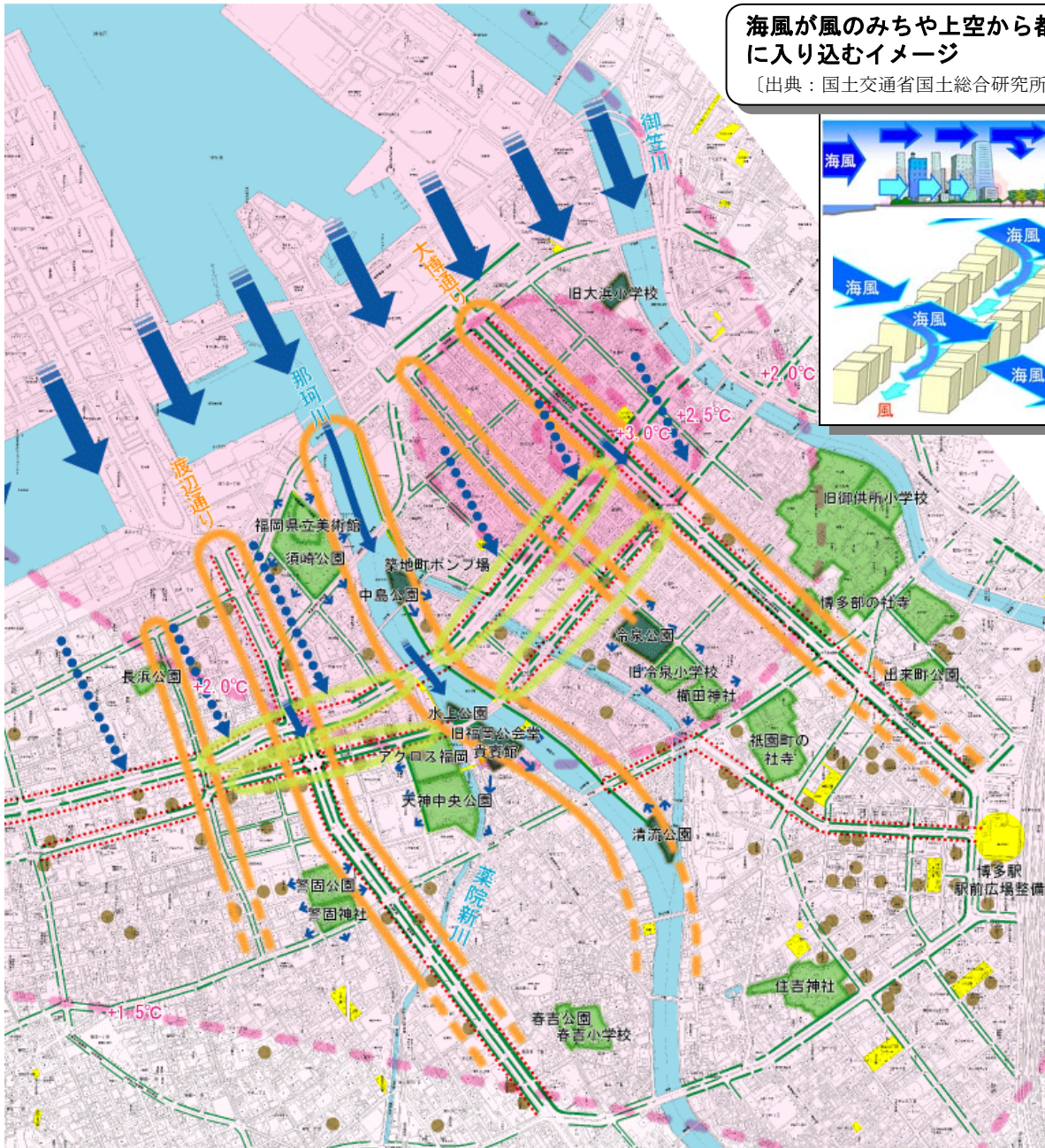


## 成果指標

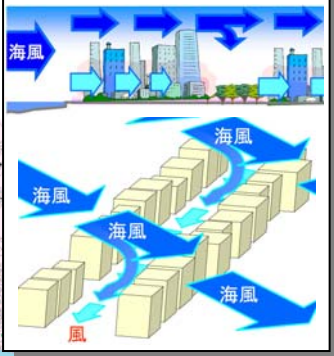
	現況値	⇒	目標(H32)
●都心部*の緑被面積、緑被率 (河川や社寺の緑などを含む値)	96ha、約10% (H19)	⇒	103ha、約11%

※：御笠川～百年橋通り～高宮・大正通りで囲まれたおおよそ3km四方、面積920haの範囲

## ■都心部におけるヒートアイランド現象緩和に貢献する緑の創出の考え方



海風が風のみちや上空から都心部に入り込むイメージ  
 (出典：国土交通省国土総合研究所資料)



- 主要な風のみちとしてオープンスペースを確保し、壁面等の緑化を推進する道路や河川(渡辺通り、大博通り、那珂川等)
- 海からの風を受けとめる緑の壁面の整備促進エリア
- 風の通り道、涼しく歩ける道として緑を充実させる街路
- 海風を受け、冷気をたくわえるクールスポットとなる公園、オープンスペース<<樹木などの充実>>
- 大規模緑地のクールスポット<<緑の保全・充実>>
- その他公園、緑地、緑道など
- 街路樹
- 都心部における更新期を迎えたビル(6階以上・延床3,000㎡以上・築後30年以上)

- 博多湾と河川等の水面
- 博多湾からの海風
- 風のみちで海風を都心まで導くイメージ
- その他都心まで到達する風のイメージ
- クールスポットからの冷気イメージ
- 典型的なヒートアイランド現象発生時の等温線

## 【重点分野 力】

### 都心部での緑の顔づくり、歴史を彩る緑づくり

風格

#### 重点化の考え方

- 天神から博多にかけての都心は、多くの市民や来訪者が利用する場所であり、花と緑による魅力向上が望まれています。一方、天神の商業ビルの更新時期が迫り、博多駅周辺の再開発が行われる予定です。この時期を捉え、都心の緑の顔づくりを行います。
- このうち博多駅周辺においては、新たに設けられる駅前広場をはじめ、はかた駅前通などにおいて、九州一の陸の玄関にふさわしい緑の風景づくりを進めるとともに、天神や御供所地区の寺院などと結ぶ緑の回遊路を形成します。
- また、博多湾の海辺は、本市の最大の魅力の一つであり、その風景や親しみやすさを向上させることは、交流人口増加などを通じた市の活力づくりに大きく貢献します。都心に近く、また大型集客施設が集中し日常的に人が多く集まる中央・博多ふ頭地区をはじめとする都心部ウォーターフロント地区において、多くの人が親しめる魅力的な水辺空間の形成や、市街地からアクセスしやすい緑豊かな回遊路づくりを行います。
- 拠点間の主要な回遊軸については、既存の緑を大きく育てるとともに、空地等における植栽などによる、緑豊かな回遊路づくりに重点的に取り組みます。
- まちの歴史的雰囲気は、都市の魅力と風格形成の重要な要素の一つですが、都市活動の中で日々失われる可能性にさらされています。「歴史まちづくり法」等を活用しながら、緑による歴史的風致の保全と創出に取り組みます。
- 都心部は、本市の玄関口であるとともに、多くの市民が最も緑を増やしたい場所として挙げており、都心部の緑の充実により、市全体への波及効果が高いことから「都心部における様々な役割を果たす緑づくり」を本計画のリーディングプロジェクトとして速やかに実行します。

#### ■花と緑豊かな都心部と都心部ウォーターフロント地区づくりの考え方



### 景観・緑・重点整備地区

- ・主要なエリアや通り沿いで、魅力的な都心空間の形成のために、公共空間や民有地内においてエリアマネジメント組織等との連携により重点的に緑化を推進する地区。
- ・市街地整備や施設整備等が行われる地区で、地域と共働して重点的な取り組みを展開し、計画的に緑空間の充実を図っていく地区。

### 景観・緑づくりの象徴となる都市公園

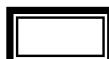
- ・都心部における緑の核となる都市公園。このうち主要なものなどについて、良好な都市環境の形成や都心部特有の課題に対応するためのあるべき姿を検討し、象徴的な緑空間として、より一層の活用を段階的に図る。

### 面的な緑空間形成エリア

- ・都心部での緑づくりの取り組みをより推進し、かつ補完するものとして、全市的に緑化の義務化といった新たな緑化推進方策を導入し、特に都心部では、「都心部機能更新誘導方策」と連携した制度となるよう検討を行うとともに、屋上・壁面緑化を促進する。



### 重点事業・取組



: 新規に実施または拡充する事業・取組

#### カ-1. 既存街路樹の育成【住宅都市局】

街路樹の管理方法を工夫するなどして、既存の街路樹の樹冠をより大きく保ち、樹冠が途切れず連続する街路樹の形成を図って、風格あるまちづくりを行います。

#### カ-2. 公園再整備事業【住宅都市局】

主要回遊ルートに位置する都市公園で再整備事業を行い、木陰のベンチなどのひと休みできる施設や回遊ルートを結ぶ園路を設けたり、公園の地下部分の有効活用等により周辺施設との一体性を高めるなどして、公園の「まち歩きの中継点」としての機能を強化します。

#### カ-3. 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】

建築物の敷地の緑化を推進するため、指定地域内での一定規模以上の敷地における建築物の新增改築時の緑化基準を設定するとともに、緑化の義務化など、その実効性を高める方策を検討します。

#### カ-4. 屋上・壁面緑化助成【住宅都市局】

屋上・壁面緑化助成制度に基づき、市街化区域内の民間建築物において、一定規模以上の屋上・壁面緑化を行う場合、その費用の一部を助成します。

#### カ-5. 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】

既存の民有地緑化助成制度等の周知や充実を図ります。

#### カ-6. 博多駅前の緑の顔づくり【住宅都市局】

博多駅の新駅ビルの駅前広場の整備において、九州の陸の玄関口としてふさわしく、また御供所地区の歴史文化遺産との連続性をイメージさせる緑の顔づくりを行います。

### カ-7. 舞鶴城址将来構想の推進【住宅都市局、教育委員会】

福岡城跡及び鴻臚館跡については、「舞鶴城址将来構想」に基づき、福岡固有の歴史・文化伝承の場、また本市の象徴的空間、さらには市民に潤いとやすらぎを提供する歴史公園として整備します。

#### <セントラルパークとしての充実>

広く市民に親しまれている大濠公園と舞鶴公園を、「セントラルパーク」として位置付け、本市の歴史と文化と緑を象徴し、便益的にも優れた「核」公園として、面的に一体的活用・整備を行います。

#### <福岡城跡と鴻臚館の復元・整備>

##### ●福岡城跡環境整備

福岡城跡については、「福岡城跡保存整備基本構想（平成16年度）」に基づいた保存整備等の事業として、潮見櫓・花見櫓等の復元整備、拠点施設の設置検討等に取り組みます。

また、歴史まちづくり法の活用による城跡の復元整備も検討します。

##### ●鴻臚館跡の発掘調査

鴻臚館跡については、計画的に発掘調査を行い全容の解明を図り、その成果をもとに当時の建物等の復元を含めた整備を検討します。

### カ-8. 街路樹整備【道路下水道局】

新規整備や再整備道路において、可能な限り街路樹を整備することで、訪れる人が魅力を感じる美しく良好な都市環境を創出します。

### カ-9. 街路樹再整備【住宅都市局】

既存街路樹で、老朽化したり歩行者の安全性や快適性の妨げとなっているものについて再整備を行い、個性的で美しく良好な都市環境を創出します。

### カ-10. 都心部機能更新誘導方策による緑化推進【住宅都市局】

「都心部機能更新誘導方策」のオープンスペースや緑地確保による容積率インセンティブ制度、緑化の基準によって、都心部民有地の敷地や建物における質の高い緑空間の形成を図ります。

### カ-11. 中央ふ頭の緑化推進【港湾局】

中央ふ頭地区において、道路や交通広場等の整備とあわせて、これら公共空間の緑化や、民有地の緑化の誘導を図り、九州・アジアの玄関口にふさわしい緑づくりを推進します。

### カ-12. 御供所地区街並み環境整備事業【住宅都市局】

条例等で景観形成を図るべき区域等について、ゆとりとうるおいのある街なみの形成のため、小公園等の施設整備や住宅の修景助成等の整備改善を行います。

<街なみ整備事業> 地区施設、小公園等の整備、道路の美装化、電線類の地中化 等  
<街なみ助成事業> 住宅等の修景施設の整備、門・塀等の修景施設整備、移設 等

## 成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
●都心部の緑が豊かであると感じている市民の割合	26.0%(H20)	⇒	50%
●都心部*の緑被面積、緑被率 (河川や社寺の緑などを含む値)	96ha、約10% (H19)	⇒	103ha、約11%

※：御笠川～百年橋通り～高宮・大正通りで囲まれたおおよそ3km四方、面積920haの範囲

**【重点分野 キ】**  
**新たな拠点における緑の顔づくり**

**風格**

**重点化の考え方**

- アイランドシティ、東部副都心、伊都土地区画整理地区など、新たな拠点におけるまちづくりの中で、地区の顔となるような緑づくりを行います。
- 新たな拠点における緑のまちづくりにおいては、整備から管理・運営に至る住民等の参画による先導的な取り組みにチャレンジします。

**重点事業・取組**



：新規に実施または拡充する事業・取組

**キ-1. アイランドシティのまちづくり・みなとづくり【港湾局】**

まちづくりエリアにおいては、緑の象徴となるアイランドシティ中央公園やこれと連なる緑の軸（グリーンベルト）等により、海に抱かれ緑あふれるまち（グリーンアイランド）の骨格を形成するとともに、水辺沿いに緑地を配置するなど、周辺の自然環境と一体となった水と緑に囲まれた環境のまちを創出します。

みなとづくりエリアにおいては、北側対岸に緑豊かで自然海岸が美しい海の中道が位置していることから、水辺沿いに緑地を配置するとともに、事業所内の緑化により、周辺環境と調和したみなとを創出します。

緑の創出にあたっては、「アイランドシティ・デザインガイドライン」、「アイランドシティ港湾関連用地景観形成ガイドライン」、「アイランドシティ環境配慮指針」に基づき、事業者などと共働のもと、海や緑などの恵まれた自然環境（エコパークゾーンなど）と調和した新しい「まちづくり」、「みなとづくり」を推進します。

**キ-2. 千早駅周辺のまちづくり【住宅都市局】**

土地区画整理事業の促進による幹線道路等の基盤整備や、副都心の核となる多様な都市機能の導入を図るとともに、新旧住民の交流による地域コミュニティ形成の場となる「(仮)並木広場」を、地域・大学・企業などと共働し、つくり育てます。

**キ-3. 九州大学移転に伴う西部地域のまちづくり【住宅都市局】**

「九州大学学術研究都市構想」を踏まえ、自然に恵まれた地域の特性を活かしながら、九州大学移転事業と連携がとれたまちづくりを進めるなかで、公共施設や民有地の緑づくりを進めます。

**キ-4. 街路樹整備【道路下水道局】**

新規整備道路において、可能な限り街路樹を整備することで、住む人が愛着を持ち、訪れる人が魅力を感じる美しく良好な都市環境を創出します。

**成果指標**

	現況値	⇒	目標(H32)
●アイランドシティまちづくりエリアの緑被面積、 緑被率	28ha、14% (H19)	⇒	58ha、30%

## 【重点分野 ク】

既存ストックを活かした、多様なニーズに対応する  
緑の公共空間の充実

癒し

### 重点化の考え方

- 本市においては、これまで多くの社会基盤が蓄積されてきました。しかし、その一つである都市公園の約4割が設置後30年以上を経過して老朽化したり、公園を取り巻く社会環境の変化により地域のニーズに応えられず、利用頻度が落ちているものも多くあります。
- 厳しい財政状況も考慮し、これら既存の公園の再整備や効率的な管理・活用を図りながら、公園等への多様なニーズに応える取組を行います。
- 公園のみならず、官公署施設や学校をはじめとする公共施設の緑は地域の緑の拠点となるべきものです。よって、その量や質の充実に取り組みます。

### 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

#### ク-1. 公園再整備事業【住宅都市局】

平成19年度に市管理の全ての公園（約1,500箇所）について、総点検・調査を行った結果を踏まえ、老朽化が進んだ公園や利用者のニーズに合わなくなった公園について、アセットマネジメントの観点を盛り込み、計画的・効率的に改修・再整備を行います。

公園の再整備にあたっては、ワークショップ等による住民参加の手法を用い、地域の特性を踏まえ、安全安心に資する公園や魅力ある公園づくりを進めます。

#### ク-2. 舞鶴城址将来構想の推進【住宅都市局、教育委員会】

福岡城跡及び鴻臚館跡については、「舞鶴城址将来構想」に基づき、福岡固有の歴史・文化伝承の場、また本市の象徴的空間、さらには市民に潤いとやすらぎを提供する歴史公園として整備します。

##### <セントラルパークとしての充実>

広く市民に親しまれている大濠公園と舞鶴公園を、「セントラルパーク」として位置付け、本市の歴史と文化と緑を象徴し、便益的にも優れた「核」公園として、面的に一体的活用・整備を行います。

##### <福岡城跡と鴻臚館の復元・整備>

###### ●福岡城跡環境整備

福岡城跡については、「福岡城跡保存整備基本構想（平成16年度）」に基づいた保存整備等の事業として、潮見櫓・花見櫓等の復元整備、拠点施設の設置検討等に取り組みます。

また、歴史まちづくり法の活用による城跡の復元整備も検討します。

###### ●鴻臚館跡の発掘調査

鴻臚館跡については、計画的に発掘調査を行い全容の解明を図り、その成果をもとに当時の建物等の復元を含めた整備を検討します。

#### ■舞鶴城址将来構想図 (中期)

[出典：舞鶴城址将来構想（中間取りまとめ）、平成3年5月、舞鶴城址将来構想委員会]





### ク-3. 動植物園の再生【住宅都市局】

現在の動物園は、施設の老朽化や狭い獣舎、バリアフリー化の遅れや駐車台数の不足など多くの課題を抱え、その改善が求められています。また、種の保存などの新たな役割も求められています。

そこで、動物園の飼育環境及び来園者の利便性の改善を行うとともに、隣接する植物園との融合を図りながら、動物にも来園者にもやさしい、時代に即した動植物園へとリニューアルを進めます。

また、植物園においては、平成 22 年に開園 30 周年を迎えるにあたり、植物園の中心施設である温室をリニューアルします。

### ク-4. かなたけの里公園整備【住宅都市局】

金武地域における豊かな自然環境と地域産業である農業などの地域資源、地域の魅力を活かした、金武地域の振興・活性化できるまちづくりを推進するため、地域住民と共働で地域振興の核施設として“かなたけの里公園”を整備し、市民が、自然・里山・農業と直接ふれあえるレクリエーション、リフレッシュの場とします。

#### <整備概要>

▽公園事業面積：約 14ha（外周道路含む）

▽施設：既存施設：田、畑、水路等・・・農業体験活動の場として活用

：新規施設（暫定整備）：駐車場、芝生広場、便所、その他管理施設

▽管理・運営：地域住民と N P O 等の市民団体との共働作業等

### ク-5. 公共施設緑化の強化【住宅都市局、各局・区】

「公共施設緑化協議・指導」を強化し、施設設置時の緑化率や緑の質の基準を明確にするとともに、既存の公共施設の緑の充実について検討します。

### ク-6. 街路樹再整備【住宅都市局】

既存街路樹で、老朽化したり歩行者の安全性や快適性の妨げとなっているものについて再整備を行い、個性的で美しく良好な都市環境を創出します。

### ク-7. 身近な公園個性化事業【住宅都市局】

地域住民からより愛着を持って親しまれる公園をめざして、ワークショップ等住民参加型の手法を用いて、身近な公園の新たな整備を進めます。

また、共働によるまちづくりの視点に立ち地域住民が主体となって身近な公園の整備に関わることで、バリアフリー化や自由な公園利用など、多様な公園ニーズへの対応を図り、ひいては公園管理の地域自治の構築を進めます。



## 成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
●身近なところに公園があると感じている市民の割合	79.2% (H19)	⇒	85%
●地域の公園に親しみを感じている市民の割合	47.1% (H19)	⇒	75%
●公園再整備箇所数	—	⇒	累計 150 箇所
●公共公益施設の緑の面積	531ha (H19)	⇒	557ha
	緑被率 20.2%		緑被率 21.0%
・官公庁施設	42ha 27.8%	⇒	45ha 28.9%
・文教厚生施設	289ha 19.9%		306ha 21.0%
・供給処理施設	51ha 27.2%		57ha 28.5%
・運輸施設	148ha 17.6%		149ha 17.7%


**【重点分野 ケ】**  
**市民の生活に密着した緑の創出**



**重点化の考え方**

- 住宅地など身近な生活空間の緑は、潤い豊かな風景の形成、火災の延焼を防ぐなどの防災効果、騒音緩和など様々な役割を果たし、市民の日常生活の質の向上に大きく寄与しています。
- 住宅や商業施設の緑は、生活空間において連続的に存在する緑であり、その一つ一つの充実が積み重ねられることで、生活空間における暮らしの質が大きく向上していくと考えられます。よって、その充実に向けた促進策を展開します。
- 特に、本市においては、昭和 40 年以前に建てられた緑被率が低い住宅が今後一斉に建て替え時期を迎えることから、その機会を捉えて、積極的に住宅地の緑の充実を図ります。

**重点事業・取組**

 : 新規に実施または拡充する事業・取組

- ケ-1. 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】**  
 建築物の敷地の緑化を推進するため、指定地域内での一定規模以上の敷地における建築物の新增改築時の緑化基準を設定するとともに、緑化の義務化など、その実効性を高める方策を検討します。
- ケ-2. 屋上・壁面緑化助成【住宅都市局】**  
 屋上・壁面緑化助成制度に基づき、市街化区域内の民間建築物において、一定規模以上の屋上・壁面緑化を行う場合、その費用の一部を助成します。
- ケ-3. 民有地緑化助成制度の拡充【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】**  
 既存の民有地緑化助成制度等の周知や充実を図ります。

**成果指標**

	現況値	⇒	目標(H32)
●民有地の緑の面積	1,357ha (H19)	⇒	1,514ha
	緑被率 15.5%		緑被率 16.2%
・住宅地	1,226ha 18.3%		1,270ha 18.6%
・商業・業務地	95ha 6.1%	⇒	159ha 9.7%
・工業地	36ha 7.4%		85ha 9.7%

## 【重点分野 コ】

### 子どもが健やかに育つ緑の充実

癒し



#### 重点化の考え方

- 都市化の進展などにより、遊び場や身近な自然が減少していることから、子どもが健やかに生き生きと成長する環境づくりが、ますます重要視されてきています。
- 都市公園は、このような役割を担う屋外公共空間として大きな位置を占めますが、本市では、近年、公園に対して「子どもが安心して遊べない」といった市民の意見が増えてきています。
- このような状況に対応し、子育て・子育ての場となる利用しやすい都市公園等を確保し、充実させます。



#### 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

##### コ-1. 公園再整備事業【住宅都市局】

都市公園等の整備や再整備において、見通しの確保等による子どもが安心して遊べる空間づくり、親も心安らかにそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくり等を行います。

##### コ-2. 身近な公園個性化事業【住宅都市局】

地域住民からより愛着を持って親しまれる公園をめざして、ワークショップ等住民参加型の手法を用いて、身近な公園の新たな整備を進めます。

また、共働によるまちづくりの視点に立ち地域住民が主体となって身近な公園の整備に関わることで、バリアフリー化や自由な公園利用など、多様な公園ニーズへの対応を図り、ひいては地域による公園管理制度の構築を進めます。

##### コ-3. 特別緑地保全地区の管理と活用の充実【住宅都市局】

特別緑地保全地区内の市有地となった樹林地で、管理・活用の方針に基づき、市民参加等による管理と、環境学習等への活用を進めます。

##### コ-4. 指定管理者によるイベントの充実【住宅都市局】

公園利用促進のため、指定管理者等が行う公園緑地等での子ども向けイベントの充実を図ります。

##### コ-5. 元気っこを育む公園整備事業【南区】

南区公園情報誌「げんきっこマップ」で紹介している46の公園から毎年度数カ所程度の公園を選定し、砂場の砂の入れ替え、グラウンド補修、遊具等の設置・塗装、低木剪定など、親子が安心して利用でき、子どもが安全にのびのびと外遊びできるような整備を進めます。

##### コ-6. 外遊び応援事業【城南区】

大学や子育て活動団体などと共働で作成した、子育てについての情報提供と地域の街区公園での子どもの外遊びを応援する「外遊び応援マップ」を活用して、区内の子育てサロン等において外遊びの指導などを行います。

##### コ-7. 学校緑化【教育委員会、住宅都市局、環境局】

接道緑化や学校ビオトープ整備、屋上緑化、校庭の芝生化などを、児童・住民・企業等との共働により行い、緑豊かな学習環境の形成や環境教育の取組を進めます。

## 成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
●地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	47.5%(H19)	⇒	60%
●公園再整備箇所数	—	⇒	累計 150 箇所

### 【重点分野 サ】

健康づくりの場となる緑の充実

癒し

## 重点化の考え方

- 今後 10 年間で本市の高齢化が急速に進むと予想される中、医療費低減の面からも生活習慣病や要介護者の増加の予防につながる健康づくりの場が求められています。
- 緑の面からもこの課題に対応するため、最近特にニーズが高まっているウォーキングなどの健康づくりに寄与する環境づくりに取り組めます。

## 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

### サ-1. 公園再整備事業【住宅都市局】

各区等で位置付けている道路のウォーキングコース上の主要な都市公園について、案内板やベンチの設置、ユニバーサルデザイン化、公園内へのウォーキングコース設置等、まち歩きネットワークの拠点としての整備を図ります。

### サ-2. 指定管理者によるイベントの充実【住宅都市局】

公園利用促進のため、指定管理者等が実施する公園等での健康づくりイベントの充実を図ります。

### サ-3. 各区のウォーキング推進事業【東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区】

各区のウォーキングマップを活用したウォーキングの促進とともに、ウォーキングコースの点検・整備や魅力的な歩行空間の拡充等にも取り組めます。

#### <各区の事業>

- 東区「みんなで歩こう！わたしたちのまち（ウォーキングしやすい環境づくり）」
  - …作成したウォーキングマップを活用した健康づくりの取組
- 博多区
  - …地域ウォーキンググループの結成・育成を図り、健康づくりを推進
- 中央区「ウォーキング事業」
  - …ウォーキングの促進、ウォーキングコースの点検・整備
- 南区「ため池むすびまちづくり事業」
  - …ため池を中心とした散策ルートマップづくり
- 城南区「歩きたくなるまちづくり事業」
  - …魅力スポットの情報発信、ウォーキングコースを活用した健康づくりの推進
- 早良区「ウォーキングでまちづくり事業」
  - …通学路などの身近な場所での、誰もが気軽に歩けるコースづくり
- 西区「ウォーキングなどによる健康づくりの推進」

## 成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
●公園再整備箇所数	—	⇒	累計 150 箇所

### 【重点分野 シ】

災害への備えとなる緑とオープンスペースの充実

癒し

## 重点化の考え方

- これまで地震に対して安全と思われていた本市において福岡県西方沖地震が発生し、地震災害への備えはより切実な課題となりました。
- また、近年の2度の浸水被害は、透水・保水面の減少が、被害拡大の一因と考えられ、その対応も必要となっています。
- これらは、市民の生命・財産に関わる重要な問題であることから、災害への備えとなる緑とオープンスペースを充実させます。

## 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

### シ-1. 都市公園の整備【住宅都市局】

大規模な災害に対応した広い地域からの避難者を収容する広域的な避難広場が遠い地域（2 km 圏内にない地域）において、学校などのオープンスペースとの分担を図りながら、広域的な避難広場として機能する大規模な公園の整備を検討します。

また、都心部において大震災が発生した場合の一時的な避難場所としての都市公園を確保します。

### シ-2. 公園再整備事業（都市公園の整備）【住宅都市局】

都市型水害による浸水被害の防止のため、雨水流出抑制のための機能を持たせた公園を整備します。

### シ-3. 街路樹整備【道路下水道局】

新規整備や再整備道路において、可能な限り街路樹を整備することで、火災時の延焼防止に資する良好な都市環境を創出します。

## 成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
●地域に緊急時の避難場所が整備されていると感じている市民の割合	53.9%(H19)	⇒	70%

## 【12の重点分野を支える取り組み】

### 市民による緑のまちづくり活動の促進、企業による緑を通じた社会貢献の促進、新たな制度等の活用



#### 重点化の考え方

- 地域課題が多様化し、また、厳しい財政事情が続く中、緑の分野においても行政主体によるサービス提供だけでは地域ニーズにあったきめ細かい対応が困難となっており、市民・企業による主体的な緑のまちづくりはますます重要となっています。
- 一方、140万都市である本市には、団塊世代など、まちづくりの原動力となりうる多彩な人材が多く存在します。また、地域においては、コミュニティによる主体的なまちづくりが進んでおり、今後は、「地域住民の発意と運営による、地域全体の緑の保全・創出・管理・活用の活動（緑のエリアマネジメント）」を支援していくことが重要です。
- また、全国的に、企業による「緑を通じた社会貢献」が進んでいます。福岡は九州随一の商業都市であり、多くの企業が緑のまちづくりに貢献できる潜在力を秘めています。一方で、参加方法の場を求める企業も多く存在します。本市の大きな資源である企業パワーを緑のまちづくりに活かす必要があります。
- 以上のことから、市民による緑のまちづくり活動や、企業による緑を通じた社会貢献を促進します。
- 12の重点分野の取組を支え具現化するために、景観緑三法や歴史まちづくり法における諸制度を活用するとともに、都市緑化基金の一層の活用や新たな財源の確保を検討します。



#### 重点事業・取組



：新規に実施または拡充する事業・取組

##### ス-1. 緑化基準の設定（緑化の義務化）【住宅都市局】

都市緑地法による緑化地域制度等を導入することで、市民・企業等による緑豊かなまちづくりを推進します。

##### ス-2. 新たな財源の確保【住宅都市局、財政局】

新たな財源確保策として、例えばネーミングライツや駐車場の有料化等の公園を活用した収入確保の方策について検討するとともに、課税自主権の活用（緑の新税）等についても研究します。

##### ス-3. 地域内連携公園管理の推進【住宅都市局】

街区公園などの地域に身近な公園の管理活動について、地域住民との共働体制を作り上げることを目的として、現行の愛護活動に加えて中・低木の剪定、病虫害防除、機械除草、便所清掃などの作業の追加・拡大など、公園愛護活動の選択・拡大制の取組を推進します。

##### ス-4. フラワーハートシティ事業【住宅都市局】

市民参加で、身近な都市空間の中に、まちを彩る「花」を取り入れることによって、都市景観の向上を図るとともに、花と緑に関する市民意識の高揚を図ります。

具体的には、草花や花木の公共空間への植栽、都市景観と調和したフラワースポットづくり、フラワーロードをはじめ草花の播種などの市民参加による四季を楽しめる道の創出、また主要河川沿いの花づくり、家庭での花づくりの支援などを推進します。

#### ス-5. 市民植樹運動の展開【住宅都市局】

行政のみならず市民や企業等の主体による緑化事業を促進するなど、市民・企業等が自ら緑化活動を行う気運を高めます。

#### ス-6. 市民参加による緑地の保全・管理活動の充実【住宅都市局】

森林ボランティア育成講座の開催等による管理技術向上の機会提供やリーダー育成、活動団体設立に向けたサポート、樹林所有者と緑づくりの活動を行う団体間の情報交換の促進等を検討します。

#### ス-7. 身近な公園個性化事業【住宅都市局】

地域住民からより愛着を持って親しまれる公園をめざして、ワークショップ等住民参加型の手法を用いて、身近な公園の新たな整備を進めます。

また、共働によるまちづくりの視点に立ち地域住民が主体となって身近な公園の整備に関わることで、バリアフリー化や自由な公園利用など、多様な公園ニーズへの対応を図り、ひいては地域による公園管理制度の構築を進めます。

#### ス-8. 緑の活動支援事業【住宅都市局、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会】

市民に親しまれるような地域のオープンスペースを活用し、市民、企業の自主的な活動により植栽及び管理を行い、緑豊かな生活環境の創出と地域コミュニティの形成を図ります。

#### ス-9. 緑の社会貢献企業の促進【住宅都市局】

緑に関する社会貢献を実施している企業を募集するとともに、市が企業の取組を認証・PRして企業が社会的認知を受けるというメリットを付与することで、企業の緑のまちづくりへの参加を促進します。



### 成果指標

	現況値	⇒	目標(H32)
●緑のまちづくり活動に参加している市民の割合	17.0%(H20)	⇒	30%
●街路花壇協定締結団体数	41 団体(H19)	⇒	80 団体
●地域の森づくり・花づくり活動認定団体数	37 団体(H19)	⇒	80 団体
●地域内連携公園管理の実施公園数	20 箇所(H19)	⇒	200 箇所

# 第4章 緑化重点地区及び保全配慮地区の方針

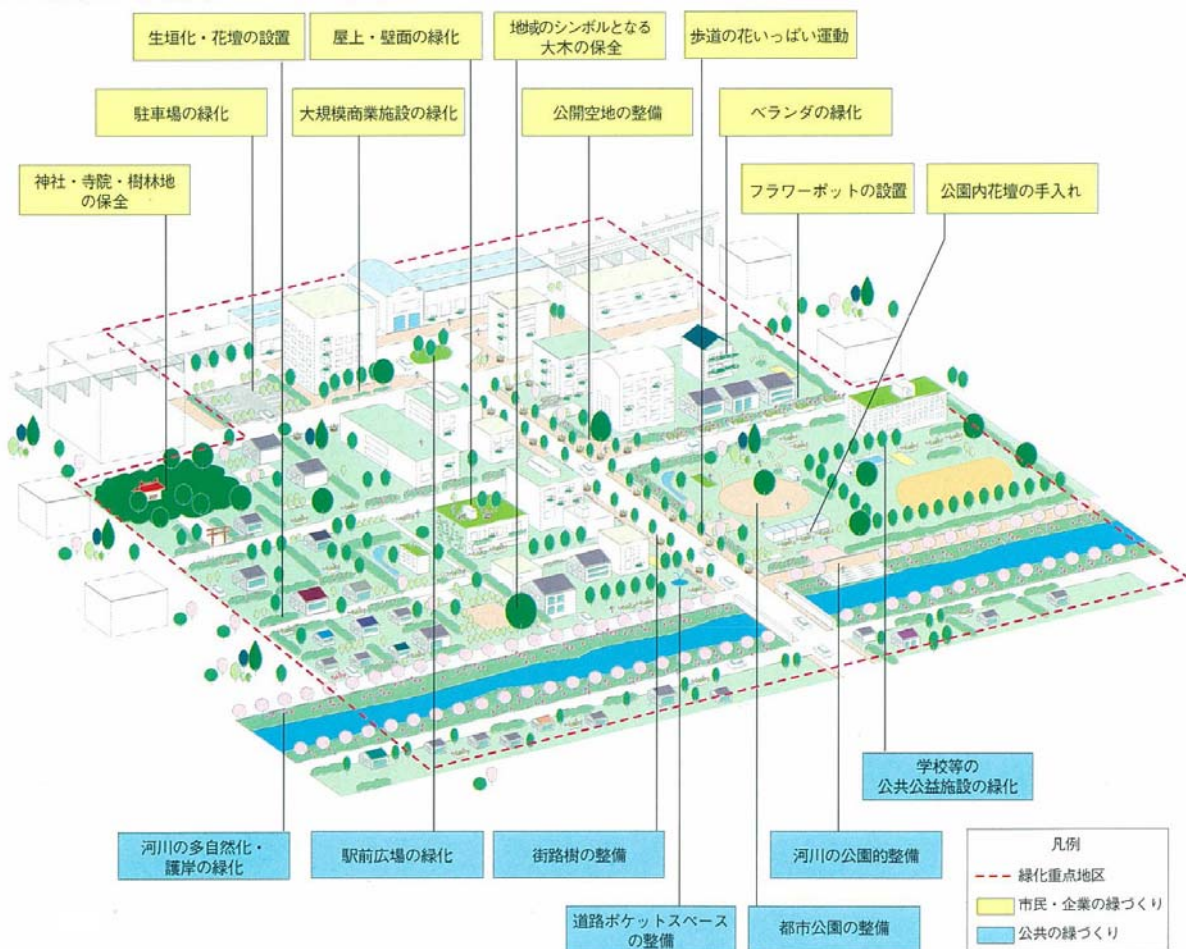
## 【1】緑化重点地区

### (1) 緑化重点地区とは

「緑化重点地区」は、都市緑地法に基づき緑の基本計画で設定する、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」であり、その地区内で講じる緑化施策等を即地的に定めるものです。

「緑化重点地区」では、緑の基本計画がめざす姿をモデル的に具体化するとともに、他の地区での緑化意識を高める等の波及を図るため、一定の地区を指定し、市民・企業・NPO・行政の連携のもとに公園緑地の整備や公共公益施設、民間施設の緑化などを総合的、効果的に図るものです。

### ■緑化重点地区における各主体の取組イメージ





## (2)緑化重点地区の指定

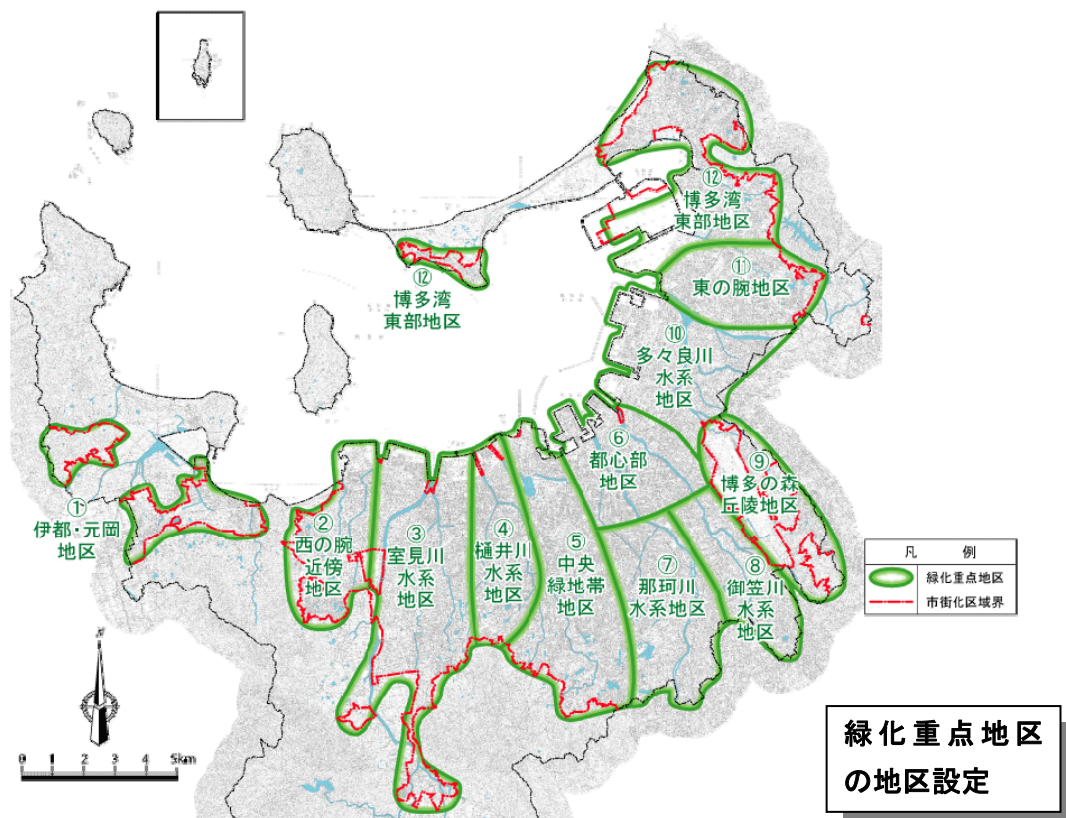
本市における「緑化重点地区」は、「市街化区域」とします。

また必要に応じ、「市街化調整区域のうち特に緑化の推進を図るべき地区」も緑化重点地区に含めるものとします。

### ■福岡市における重点的に緑化を進めるべき地域

- 「森の緑地環」の山すそ緑地に接していたり、「緑の腕」に含まれ、風致地区等で既に緑が多く、それと一体的・連続的に緑豊かな地区環境を形成すべき地域等…中央緑地帯、西の腕、博多の森丘陵地、東の腕、油山
- 「博多湾水際帯」に含まれ、海辺と一体となった緑の保全・創出を図るべき地域…今津、和白をはじめとする博多湾沿いの地域
- 「緑の水脈」を形成し、エコロジカルネットワークを充実させるために、河川やため池等の水辺と一体となった緑の保全・創出及びそれらのネットワーク化を図るべき地域…室見川水系、多々良川水系、那珂川水系、樋井川水系、御笠川水系、野多目大池
- 都市の緑の顔、地域の緑の風景の核を形成するため、民有地の緑化促進や公共空間の緑の充実を図るべき地域…都心部（博多駅や天神周辺）、副都心（東部、西部、南部）、地域中心（和白、箱崎、雑餉隈、六本松・鳥飼・別府、野芥、姪浜、今宿・周船寺）
- 新たなまちづくりにおいて福岡市の顔となるような緑を形成すべき地域…アイランドシティ、東部副都心、伊都・九州大学伊都キャンパス及び周辺地区、九州大学移転跡地（箱崎、六本松）
- 都市の顔となる大規模な公園緑地などを中心に緑化を図るべき地域…セントラルパーク、金武
- ヒートアイランド現象や暑熱環境の悪化に対応するため、緑化を図るべき地域

■上記の地域について、本市の地形的特性から下図のとおり地区設定を行います。



## 【2】保全配慮地区

### (1) 保全配慮地区とは

「保全配慮地区」は、都市緑地法に基づき緑の基本計画で設定する、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」であり、その地区内で講じる緑地保全施策等を即地的に定めるものです。

本市における保全配慮地区の保全方針、実施する緑地保全施策としては、以下が考えられます。

#### ■保全方針の例

- 市街地の生活空間から日常的に目に入ったり、幹線道路における車での移動時に見える、緑の風景の骨格を形成する山すそ緑地の保全
- エコロジカルネットワークを形成する飛び石状の樹林地、ため池などの保全
- 市街地にあたり、市街地に隣接して自然とのふれあいの場を提供する樹林の保全

#### ■保全施策の例

- 特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定
- 市民緑地契約の締結
- 保存樹・保存樹林の指定
- 地区計画制度による緑地保全
- 開発時の自主的環境配慮の促進
- 都市公園や自然共生型ため池の整備
- 広報・啓発施策 等

### (2) 保全配慮地区指定に向けた考え方

「保全配慮地区」の指定対象地区としては、特別緑地保全地区以外の区域であって下記のような地区を一体的に含む場所が考えられます。本市においては図のような場所が候補地としてあげられ、これらの候補地において保全配慮地区の指定を図ります。

#### ■地区の指定要件

- ①風致景観となる緑地を保全する必要がある地区
- ②地区特有の生態系を保全する必要がある地区
- ③自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要がある地区
- ④屋敷林等を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区
- ⑤都市における環境保全に資する農地屋敷林等
- ⑥市街地開発事業で保全する残存樹林として位置づけた地区
- ⑦土砂崩壊から守るために緑地の保全を図る必要がある地区

■本市における保全配慮地区の候補地

